

援助の理念をめぐる考察

栗野 鳳*

A Study on Ideas of External Aid

Ohtori KURINO**

SUMMARY

The Japanese public at large became almost suddenly aware of the dubious aspects of the external aid which the Japanese government has been offering to the developing countries, in very recent years. But, since at least several years ago there were in Japan some journalists and researchers of international relations who have noticed even potential implications of Japan's external aid, especially so-called official development assistance (ODA), which would not only doubtful in their effectiveness as such but also detrimental for the true development of the recipient countries, at least from the point of view of the people in the lower echelon of the society.

Indeed the Japanese government officials in charge of external aid have been expressing the ideas of "economic cooperation" or external aid, since early 1980s; they have stressed that the main ideas should be "humanitarian considerations" and "(the spirit of) interdependency (of 'North' and 'South')". But, since the time when Japan was carrying out the war reparations until the recent ODA, Japan has rather been utilizing most of such external aid for the promotion of its international trade and investments, and more recently for the national interests even including so-called strategic purposes, either on its own intention or upon request of its military ally. Such facts would give above-mentioned ideas the characteristics of mere ideological allegations or smoke-screen.

Among the public a group of researchers (PARC group) has been most cri-

* 広島大学平和科学研究センター顧問

** Advisor, Institute for Peace Science, Hiroshima University

tical of the aid policies of the government, on the basis of its findings as the result of its studies of economic and social realities of the countries of ASEAN or Asia, while a new type of citizens movement is emerging in Japan, which tries to make a thorough review of Japan's external aid and to offer some alternatives.

The author of this article believes that "Peace Principle of the Constitution of Japan" (*Hiroshima Peace Science*, 7, 1984) could serve as the basis of the ideas of Japan's external aid, provided that the NGOs and citizens movements should act as pilots in carrying out external aid projects, with strong intentions and self-awareness regarding such a principle and ideas of aid.

はじめに

援助という言葉の意味は多くの国語辞典で「助けること」となっている。この小論においては対外援助に限って考察するものであるが、対外援助（以下、単に援助と記す）についても、援助の対象が限定されるが、その対象となっている人びと（あるいは国——この意味が問題であるが）を「助けること」と概念^{イメージ}されている。他方、経済協力という言葉もしばしば用いられている。特に政府当局と企業ないし経済界において、この表現が好まれているように感じられる。端的に言っても、経済協力の方が意味内容が広く、必ずしも援助には相当しない行為もこの表現でカバーしていることが多い。この一種の多義性が、実のところ、経済協力という言葉の重宝な所以でもあるらしいが、この小論ではそうした次元のことは省略することにする。もっと重要な、高次元の問題があるように感じられるからである。また、援助や経済協力の意味内容や定義についても余り専門的な吟味はしないことにする。¹⁾ただ、援助という言葉について、前記の「助けること」というイメージが国民大多数によって抱かれていることは、この小論における考察の一つの前提としておきたい。しかし、国民大多数がどれ程の国際理解、とりわけ「第三世界」ないし開発途上諸国、さらには「南北問題」についてどれ程の理解を持っているかは問題であろう。そして、援助問題にもそれが反映して、援助政策や実態、政府援助予算額（いわんや実績）、そして援助の理念に関する関心の薄さとなっている。納税者という立場からだけでも、予算額などにもっと関心を持って然るべきであると思われるのに。近年、対外援助費が防衛費と並んで政府予算の中で「突出」していること、そしてその意味などについても同様の思いが強い。

政府当局においても、被援助国の実情について十分な認識を持っている専門家は余り多くないから、あるプロジェクトのメリットやデメリットについて、担当官やコンサルタントが行う説明を批判的に評価することは常に期待しうるとは限らない。いわんや、担当官やコンサルタントが何らかの理由から、そのプロジェクトを政府部内や国民に「売りこむ」つもりで「努力」した場合、チェックすることは困難であろう。

さて、援助の問題が日本国民の関心をひきつけるようになったのはごく最近の

ことである。それは、特に1986年2月のフィリピンにおける政治的変革によって明らかになったマルコス前大統領の蓄財や汚職をアキノ新政権や米国議会などが追求した過程で生じた「マルコス疑惑」にたいする日本での関心から広がってきた。国会においても「マルコス疑惑」をめぐる、フィリピンにたいする日本の援助のあり方が問われ、それにも拘わらず政府当局者が必ずしも満足な説明を行わなかった経緯から、国民の多くの人びとの胸裡に、いったい政府は援助をどのような目的のために相手国に供与しているのだろうか、といった相当根本的な疑問が生ずるにいたった。すなわち、日本が現に供与してきている援助の目的は何か、援助の理念はどのようなことか、という疑問が広く国民に抱かれるにいたった。そして、当然のことながら、政府当局の側も、援助の基本理念についてあらためて検討せざるをえなくなっている。

しかし、援助の問題は単に「マルコス疑惑」や、当面の対フィリピン（あるいはASEAN諸国など）にかかわる外交問題であるにとどまらない。いわゆる第三世界ないし開発途上諸国の全体にたいする日本のかかわり、さらにその関係も含む全地球的な問題にも及ぶであろう。しかも、日本においても新しい市民運動として援助の見直しを行い alternatives を提示しようという運動が起こってきた。

このような動きにたいして平和研究者として幾らかでも寄与したいというのが、この小論起草の趣旨である。

なお、引用の部分がかなり多くなっているが、それらは「広島平和科学」の読者が恐らくあまり手にすることがないと推測される刊行物からのものであり、また、それらはそれ以上に要約することが難しいものであるからであって、この点了承がいたい。

1. 政府当局の態度と見解

援助の問題の中で最近の数年間に特に顕著になってきているのは日本の援助予算の「突出」であるが、政府当局としてもこの援助予算を確保するためには、単に財政当局を説得するだけでは足りず、また、その説得のためにも、議員を含む国民の多くの人びとに対して、援助の必要性や意義を周知させなければならない。

このような背景の下に、外務省経済協力局は局内での研究の結果を「外務省経済協力局経済協力研究会」の名で、1980年秋、「経済協力の理念」と題する小冊子にして配布した。²⁾

この小冊子の内容が一外務省員が著した「政府開発援助」³⁾にもとり入れられ、著者は「本書を通じて意見にわたる部分は、あくまで私個人の意見」と断っているものの、同書が「外務省の立場や政策」を相当忠実に反映しているのは事実と認められる。実際、同著はODAに関して、特に日本政府が実施してきたところについて、質・量両面にわたり実態をよく叙述、解説し、また「効果的、効率的な援助」のあり方について適切な所見を付記しており、いわば authentic な解説書であると言いうる。

その「援助の理念」という章において、前記小冊子の要旨が紹介されているが、同書の叙述をさらに要約すれば次の通りである。

“国際的に定着しつつある援助の基本理念として次の二つがある。

(1) 人道的・道義的考慮

世界全体は今や一つの共同体であり、人類はすべて地球市民と考えられなければならない時代である。しかし、栄養不良、不識字、疾病、幼児死亡率、平均寿命などの状況が劣悪で、およそ「人間らしい生活」からは程遠い「絶対的貧困」にあえいでいる何億人もの人々が開発途上国には存在している。このような貧しい国を助けること、「持つ者」が「持たざる者」と分かちあうことは、まさに道義であり、国境を越えて貧しい国に関心を寄せることこそ現代の持つ新しい基本的な局面である。

(2) 相互依存

「南」と「北」は今や相互依存の関係にある。新国際経済秩序宣言及び諸国家間の経済権利義務憲章採択など開発途上国側の動きは、世界の経済秩序や構造の改革を迫る国際政治上の「力」と変貌し「南」の立場が強化されたことは「北」の諸国において様々な意味で「南」の重要性をあらためて認識させることになった。「南」の諸国の所得水準の向上を助けて友好的、協力的な関係を構築することが「北」自体の生存と繁栄にとって不可欠の条件となった。その結果、「南北」関係は「相互依存関係」であるとの認識が強まってきたのである。

“日本はこのような理念に深く共鳴して開発援助を行っているが、日本の場合には他の先進工業諸国の上に開発援助を積極的に推進しなければならない特殊な事情が四つある。

第一に、「平和国家のコスト」としての援助を行うことが必要である。すなわち、平和国家日本にとって最も好ましい国際環境は、世界平和が維持され、国際協調のもとに世界経済が均衡のとれた形で発展してゆくことである。このような国際秩序の構築は、もとより日本だけで出来るものではなく、先進国とも開発途上国とも協力して行くことが必要であるが、日本の国力に見合ったコストを払うことによって、安定した国際秩序の構築に貢献することが日本に期待された役割であり、また平和国家日本の義務である。日本の総合安全保障を確保する手段は多岐にわたるが、(前記のような)望ましい国際環境は受身の対応でなく積極的な対応によってのみ構築されるもので、日本は今後世界平和のための外交努力を一層強化してゆく必要があるが、そのためには世界の緊張緩和の上に決定的な重要性をもつ南北関係改善のために、経済力に見合った政府開発援助の拡大と質の改善に一層の努力を払うことが、他の先進工業国にもまして必要であって、このような努力が国際社会における日本の対外交渉力を強め、日本の主張がより効果的に国際社会に受入れられる基盤を作る効果を有する。

第二に、「経済大国としてのコスト」としての援助を行うことが必要である。世界経済における日本のシェアの増大が米国およびECの相対的な低下を伴うとすれば、これら諸国との間に相当の経済摩擦が生じ、それに誘発される政治的な不協和音が深刻化することも十分考えられる。このような事態を回避するには日本が世界経済の運営と新しい状況に適応した新しい経済秩序の構築のために積極的なイニシアティブをとってゆくことが必要である。特に南北関係における秩序造りについては、日本の経済的な対外依存の大きさや、日本の近代化過程の歴史的背景と相まって、先進・開発途上諸国の双方から大きな期待が寄せられており、日本がその経済力に見合ったODAの増大を図ることが重要である。

また、日本の民間主体の経済活動がODAの数倍の規模で開発途上国の経済に係わってきており、このような民間の協力が開発途上国の経済開発に大きく貢献することは明らかであるが、その反面、特にアジアではとすれば日本の経済的

なオーバープレゼンスとなりがちである。これによって相手国政府や国民の対日不満の高まりが日本との関係に緊張を生み出さないようにするためには、日本のODAが相手国の社会的間接投資の一部を負担して民間の経済活動を補完する役割を果たし、全体として相手国の経済開発に貢献できる条件を整えることが必要である。

第三に、日本の経済的対外依存が大きいという脆弱性に対する補強として援助を行うことが必要である。また、日本の置かれた地理的な位置から海上輸送の安全は日本にとって死活の重要性をもつが、その安全を確保する上で、沿岸の開発途上国の安定と対日友好感情の維持強化が極めて重要である。このような意味で開発途上国の経済的安定に貢献し、対日親近感を増大させるODAは、日本の経済的な対外依存の脆弱性を防御する役割を果たす効果をもつ。

第四に、日本の近代化の経験を開発途上国の開発に役立てることが日本の世界的な役割である。日本は開国後わずか百年足らずで近代化をなしとげたが、その近代化の過程は、資源がなくとも、教育の普及度を高め、勤勉な人材を多くもてば、このような成果が可能であるということを示すもので、開発途上国に対して大きな励ましとなっている。また、日本はその近代化を人種的にも文化的にも西欧と全く異なった土壌の上で実現したが、このことは人種的にも文化的にも多様な開発途上国に対して西欧の生み出した文明の吸収と超克の可能性を示すものである。さらに日本はアジア以外の地域では植民地宗主国としての歴史的背景をもたず、政治的な野心とは無縁の国であることから、安心して頼りに出来る経済大国として協力への期待が寄せられている。このような事情を考慮すれば、日本が南北間の秩序形成の上に大きな役割を果たすことは日本の世界史的使命であると言いうる。”

「政府開発援助」の著者は、上記の「経済協力の理念」の公表には、1969年の「ピアソン報告」及び1980年の「ブランド報告」が大きな影響を及ぼしたと記している。

さらに、著者は、この「経済協力の理念」が、この種のものとして日本ではじめて体系づけられたものとして大きな意義をもつものであり、広く関心を集めた、と記した上、外務省がここに明らかにされた考え方をさらに簡明に要約して、援

助の理念を説明しているとして、「外交青書」の次の文章を引用している。「わが国は、相互依存と人道的考慮という南北問題の根底にある基本理念に立脚し、開発途上国の経済社会開発、民生の安定、福祉の向上を支援するための援助を実施している。かかる援助は、平和国家であり、世界第二位の経済力を有し、かつ、対外経済依存度の高いわが国が国際社会において果たすべき責務であるが、同時に、かかる援助を通じ開発途上国の政治的・経済的・社会的強靱性の強化を支援することは、当該国・当該地域、更には世界の平和と安定に貢献し、ひいてはわが国の安全保障に資するとの考え方に立っている。」

2. 政府当局の掲げる「理念」と現実

前出「政府開発援助」の著者は、上記の叙述においては、その私見を混じえることなく、「経済協力の理念」などの引用、要約を行っているといえる。しかし、この著者は、そのような叙述に続けて、次の如き文章を記している。

“ここにいう「相互依存」関係には、単に経済的な相互依存関係にとどまらず、政治的な相互依存関係をも含むものである。1981年5月、時の総理大臣の訪米の際、我が方は米側との共同声明において「世界の平和と安定の維持のために重要な地域に対する援助を強化」して行く旨表明した。所謂「紛争周辺国」への援助の強化であるが、これは、わが国が西側諸国の一員として世界の平和と安定のために応分の協力を行う用意があることを改めて明らかにしたもので、政治的相互依存関係から出る理念に他ならない。”

上記の「政治的な相互依存関係」についての説明は、最近政府関係者が多くの機会に行ってきた同様の言明をも考慮すれば、政府当局の考え方を表明したものと見て差支えないであろう。むしろ、この著者が、前出「経済協力の理念」の意味するものの範囲内に日本の最近の援助に見られる新しい要素（西側諸国の一員としての「戦略的」援助——後述参照）を含めて取扱おうとする、その扱い方こそ、政府当局の最近の態度の反映を感じさせる。そして、この記述は、この著者が長年経済協力の仕事を担当してきた外務省員であることの証左とすべきかも知れない。

しかし、この著者が、前記の記述に続けて、「わが国は経済協力をどのように

理念づけて来たかその推移を極めてラフにはあるが概観してみよう」として示している次の記述は注目に値する。この著者が少なくとも事実を見のがしてはいないこと、理念とのギャップがどこにあるかを示唆しているようにも受けとられる。「まず、わが国の経済協力は、1954年のコロンボ・プラン加盟による技術協力の開始と、同年賠償協定を締結したビルマへの賠償の支払いを契機として開始されたのであるが、以降、その主流は、ビルマ、フィリピン、インドネシア及び旧南ヴェトナムの四カ国に対する賠償の支払い、及び、タイ、ラオス、カンボジア、韓国、シンガポール、マレーシアの各国に対する準賠償（賠償支払請求権を放棄した国に対する無償援助）の支払いにあった。いわば、賠償及び準賠償が初期のわが国の経済ベース資金協力そのものの役割を果たした。この賠償、準賠償は、アジアのこれらの国々の経済開発に大きく貢献したのであるが、当時のわが国にとっては輸出振興は至上命令であり、賠償、準賠償を活用して輸出の促進が図られた。1950年代後半にはわが国の経済協力を愈々円借款が導入され、60年代後半には円借款中心の時代を迎えるに至るのであるが、賠償時代の経験とメカニズムは円借款に引き継がれ、また、輸出促進及び資源確保のための経済協力という考え方はますます強まって行く。

その後、わが国のアジア地域、就中、東南アジアにおけるオーバープレゼンスが問題とされる程にこの地域に対する官民一体的な進出が顕著になり、現地での反発を迎える時代に入り、また、「ピアソン報告」や「ブランド報告」が発表されるに及ぶと、第一次石油ショック以後急速に高まった資源の安定的供給確保のための経済協力という本音の部分とはもかくとして、わが国としてもそれまでの輸出促進を中心とした国益追求の考え方から、「南」の繁栄は結局「北」の繁栄をもたらすものであるから、南の繁栄を助ける必要があるという若干余裕のある考え方、すなわち、「人道的・道義的考慮」及び「相互依存関係」という修辞を施す時代を迎えることになる。さらに、わが国の経済力が飛躍的に高まり、自由世界第二位の経済大国として、国際的に大きな地歩を占めるようになると、「相互依存関係」のもう一方の側面、すなわち政治的側面が次第に大きな意味を持つようになり、わが国が国際的にも相応の責任と負担を負うことが求められ、世界平和と安定のために応分の協力を求められるようになる。その一つがソ連のアフ

ガニスタン侵攻を契機として、隣国パキスタンの経済社会的混乱を防ぐために同国に対する援助を強化したことに見られる「紛争周辺国援助」である。そして80年からタイ及びトルコもこの紛争周辺国に該当するとして、これら諸国に対する援助を一段と強化し、わが国は西側諸国の一員として世界の平和と安全のために協力する用意があることを明確にするに至るのである。

このように見てくると、わが国はかなり明確な意図と理念をもって開発途上国援助を行ってきたことが分かる。

本来「理念」の重点のおき方は時代とともに変わって行くものと考えべきであろう。ただ一つはっきりさせておくべきことは、わが国はこれまで米国の所謂「戦略援助」的な政策とはかなり距離をおき、自主的な路線を貫いて来た。紛争周辺国援助においてもわが国独自の判断で進めて来た。相互依存といい、西側の一員といい、或いは国際協調とはいいつつも、わが国は引き続きこれまでの路線を貫き、世界平和のために貢献して行くものであることを明確にして行くことが必要であろう。”

この著者は、最近の日本の「紛争周辺国援助」が「戦略援助」でないとは言っていない。ただ、“米国の所謂「戦略援助」的な政策とはかなり距離をおき、自主的な路線を貫いて来た”と協調している。その「距離」が「五十歩百歩」であるという批判を回避しう程のものであるかどうか、日本“独自の判断”や“自主的”な路線が、果たしてこの著者の言う種類のものであるかどうか、少し別の方面すなわち民間からのこの点の評価についてみることにしよう。一寸付言しておきたいことは、日本の援助の見直しは日本国内ばかりでなく、当の被援助国の側でも行われ始めていることである。1986年10月バンコクにおいて、日本、タイ、マレーシア、フィリピンなどの救援・開発協力のNGO代表などが、日本の援助とそれに支えられる開発のあり方を民衆の視点から見直す初めての会合が開催された由である。⁴⁾

3. 民間からの批判

政府当局よりも一層突込んだ援助の見直しの議論や検討が、この近年、ジャーナリストや民間の研究者の間で進められてきた。⁵⁾それは、納税者の立場からし

ても当然な研究であるが、それ以上に、われわれが今日の世界をどのように把握・理解・認識し、その上で世界に対してどのような考え方や態度・方策で臨むべきかという課題への取組みの重要な一環としてであることが注目される。室靖（むろ おさむ）東和大学教授は、援助問題についてかねて意見を公にしてこられ、他方外務省に対しても積極的に助言されているが、最近「援助基本法」の制定を提言された。⁶⁾その論文の主眼は日本の援助のあり方を抜本的に是正するため、「援助基本法」によって援助の基本的理念を明確にするとともに、「開発援助行政を集中的に所管する官庁」を設けるべきであるということである。そして室教授は同論文の中でこの趣旨を盛った具体的提案を示しておられる。それは条文案の形を整えた法案ではなく、要綱といった形のものであり、主としてアメリカの「対外援助法」を参考にして同教授が考えてこられた援助基本法の内容を記したものである。その冒頭の部分に、「開発援助の基本理念」として次の三つの項目が示されている。

- “(1) わが国は第三世界諸国における極貧の存在が恒久的な世界平和の阻害要因であると信じ、第三世界諸国の公正な開発を支援するため開発援助をおこなう。わが国の開発援助の真の受益者は、極貧に苦しむ住民である。
- (2) わが国の開発援助は被援助国の国内の経済的・社会的不公正の是正に寄与すべきであり、その拡大を助長してはならない。
- (3) わが国の開発援助は対象の国の自立的開発、とくに貧しい住民自身の参加による開発努力を支援することを基本理念とする。わが国が供与する経済援助・技術協力は、対象の国の日本に対する依存をもたらしはならない。開発援助の究極的な目的は、被援助国が外国からの援助を必要としない状態をつくることにある。”

このような「開発の基本理念」を必要とし適当とされる室教授の考えの根本、あるいは背景には、援助ということ自体について、また現在の先進諸国政府当局や専門家等の考え、そして日本の援助の実態についての同教授の分析や評価があることは、その論文の前半の叙述からも明らかである。そして、そのような分析や判断の重要な面として、同論文には必ずしも明記されていないが、「第三世界」諸国のほとんどの国に見られる「絶対的貧困」が解消し、「南北」間の経済社会

的格差が是正されることが真の開発の達成であり、また、人類世界がその達成なくしては恒久的平和を確保することも望めないとする考えであると推測される。上記の如き「開発援助の基本理念」の趣旨に賛同するか否かということの前に、室教授のみならず現在相当多くのこのような分野の専門家・研究者が抱いている考え方を、あらためて概観してみることが必要であると感じられる。そして、現に、数年前から、しかもかなり鋭い調子で、このような考え方の「総括」が提示されてきているのである。すなわち、「アジア太平洋資料センター」（略称P A R C）は、その10周年を記念して開催した「アジア太平洋の民衆とともに私たちの未来を切りひらく——〈援助〉ブームの中で国際連帯を問う」をテーマとした「国際合宿」を1983年12月10-12日開催した。その報告はP A R C機関誌に収められているほか、P A R Cメンバーの一人である花崎卓平氏によってその著書『解放の哲学をめざして』⁸⁾の中で要約された形で紹介されてもいる。

「国際合宿」に提示された主報告は次の三つであった：「援助の思想と民衆連帯」（P A R C代表理事武藤一羊）、「日本経済と第三世界」（北沢洋子）、「日本の経済『援助』——『新大東亜共栄圏』への基礎づくり」（土屋武夫）。

これらの報告が指摘するところは、日本の援助を必要とするような状態がつくり出されているアジア・第三世界諸国の現状、日本の援助がもつ役割などを含めた「構造的」問題と、それを解決する方向である。花崎卓平「解放の哲学をめざして」⁸⁾の要約を引用すれば次の通りである。

北沢報告では、結論として、（世界的同時不況が深刻であった過去10年間に日本経済だけがG N P、貿易、工業生産ともにぬきんでて好調を維持できた）主要原因を、1970年代に行われた「産業再編成」にもとめ、それによって構造的な不況産業を（鉄鋼だけを例外として）切り捨て、機械、自動車、テレビ、ビデオなどの電気機器、さらに80年代に入って先端技術（ハイテクノロジー）の産業化に依拠した加工・組立産業に国内産業の中心を移したことにともめている。そして、切り捨てられた素材産業が第三世界に移り、そこでの安い労働力、土地、原料を利用した生産をもくろんだが、その中には「公害輸出」も含まれていた。そして、この「新しい国際分業」のねらいは、第一に原料資源産出国に企業移転することによってその国の資源を日本が押さえること、第二に分業構造が現地で完成品ま

での一貫生産をおこなう水平的なものでなく、一次加工の半製品までを現地で、あとの最終加工は日本でという垂直的なものであるため、立地された国の産業構造に釣り合いのとれた発展をもたらさないばかりか、かえって新しい従属、いいかえれば日系多国籍企業をピラミッドの頂点とした垂直的な支配構造のもとへより深く組み込まれていく従属的發展をもたらすものであること、第三に日本国内では立地が難しくなった、公害をもっとも多く排出する一次加工過程を「輸出」する「公害輸出」であること、第四にそれらの国の多くは独裁政権が労働運動を禁止もしくは統制しているため、生産調整のための労働者の解雇が日本にくらべてはるかに容易であること、つまり「不況の海外輸出」ができることなどに求めている。この国内産業の再編成と素材産業の海外立地によって、海外投資は、1974年から81年までにすでに3.6倍に伸び、その投資先は第三世界、とくにアジアに重点がおかれ、そしてそれが政府開発援助（ODA）の供与先と一致している、というのである。

土屋報告は日本の「援助」の大きな特徴が、第一にアジアに集中していること、第二に「プロジェクト援助」が多く、日本企業の輸出とリンクした「援助」であるが、1970年代以降、「有力な外交手段」すなわち日本にとっての「総合的な安全保障」のためのコストとして位置づけられるようになり、そのためますます「国益中心」の立場から提供されるようになってきている状況を示した。

武藤報告の総括は次の通りであった。

第一に現在進行しているあらゆる面での日本のアジアへの接近は日本資本の利益と日本国家の国益追求を大前提としたものであり、日本とアジアとの間に現にある搾取と抑圧の不平等な関係を減少させるのではなく、ますます増大させるような型のものである。従ってそれは「敵対をはらむ接近」「接近すればするほど敵対も深くなるような関係」での接近である。

第二にこの不平等関係は国と国の間だけでなく、接近された国の内部の貧富の差を拡大し、人口の大多数を占める農民、労働者、都市貧民の窮乏化のうえに、日本をはじめとする多国籍企業が繁栄するという構造をつくりあげる。いいかえれば「第三世界に対する抑圧的現状の維持・継続」に日本資本と日本国家が「独自の巨大な利害をもつ」構造である。

従って、第三に、このような関係に私たちが統合されている限り、私たちは「いきなり平等な友としての関係から出発するわけにはいかない」ことがわかる。いまある関係は、私たちがアジア・第三世界と敵対するしかない、共に生きることでできない関係である。この土台の上に、日本がアメリカの軍事戦略に積極的に加担して、軍事的な敵対まで加わるとすればなおのことである。

第四にこの私たちにとって耐えがたい、とうてい心安らかにあることのできない関係を、「心地よい、当然そうあるべき関係」として合理化するイデオロギーが「援助の思想」である。「貧しいアジアを救おう」と政府の宣伝は呼びかける。そのさいのアジアは「貧しく、汚く、非能率的で、遅れていて」、私たちが「進んだ技術と知識を提供して助けてあげる対象」である。ここではすでに差別的で尊大なイデオロギーがあらわれているが、「援助の思想」はそれにとどまらない。それは、個々のアジアの国が日本の援助によって経済成長や工業化で成果をあげると、それが民衆にどんな犠牲を強いようとも、日本のお手本に近づいたしるしとして評価し、拍手するという見方をもっている。「援助の思想」は、このように、いま日本国内で「善意の人びとの偏見を強め、ごうまんさをくすぐり、かれらの眼を現実から遮断」する役割を果たしつつある。

そうであるならば、私たちがアジアの民衆と共に生きる地平に立つための課題は次のことである。すなわち、共に生きることを不可能にしている現在の不平等な構造を根本からくつがえすこと、そして未来に「共に生きることを可能にする国際的な構造とシステムを構想」という課題を設定し、「この理想と課題の共有において、日本とアジア・第三世界の民衆がいま手を結ぶ」ということ、この二つにして一つのことを「連帯の基本」に据えて、「民衆と民衆との間の顔の見える関係」をつくりあげよう、という。

そして、そういう基調においてであれば、援助そのものは否定されるどころか、将来、私たちが取り組むべき「中心の問題のひとつ」となるであろう、と結んでいる。”

なお、花崎氏は、「国際合宿」がそのまとめとして採択した「国際連帯マニフェスト」については、同氏も起草者の一人として、そこに「私自身の現在の考えと思いがこめられて」と付言しつつ、マニフェストの要点を摘記している。

「“援助”はいらない！とアジアの仲間はいっている。」

「『援助しなくては！』と日本の政府と多国籍企業は声高にいい続けている。

これが、私たちが現にむきあっている日本とアジアの関係である。」

「日本の経済膨張は、重化学工業などの素材産業をアジア・第三世界に、先端技術による加工組立産業を日本国内に、という不平等な国際分業の体系をつくりあげている。その結果、アジア各地での民衆の生活と自然環境の破壊は、かって歴史が知らないほどの速度と規模で進んでいる。日本はアジアの民衆の背を泥足で踏んで立っている。

私たちはこの状況を耐えることはできない。私たちは、アジアの民衆と共に生きることのできる関係をつくりだしたい。

「あたりまえであるかのようにひろめられている“日本と日本人”についての考え方をあらため、アジアの諸民族と共に生きることのできる“日本と日本人”とは、と問いなおす仕事は、私たちの解放の大事な内容である。

アジアの民衆との心をかよわせあう出会いをつうじて、私たちは、私たちの本当のゆたかさをこんなにもうばわれて、いま、在るのかということ、あらためて気づかせられる。差別のない、もっと心やすらかな、質素だが多様で、心身ともにみちたりることのできるくらしと文化をとりもどそうという思いに駆られる。」

「私たちは、今日の日本の現状をゆるさない。」

「日本の変革と国際連帯の運動とは、ふたつの別のことがらではない。この認識をもとにし、アジア・第三世界の民衆と手を取りあい、助けあい、共に生きることのできる未来を切りひらいていくために、私たちは、いま、一步を踏みだす。」

4. 民間団体の重要性

ある理念と、それを実践する行為主体との間には、本来は極めて密接な、かつ論理的整合性のある関係があるのが当然であろう。特定の理念の実現を期するからこそ行為、実践をする筈であり、その行為主体の存在意義は主としてそこにあるのであるから。ところが、主観的にはそのような関係があると思っている行為主体が、実際には本来の理念から大きくはずれたコースを進んでしまうことも少

なくない。さらに、何らかの都合や事情から、実際に意図していることとは相当違った理念を掲げている行為主体もある。後者の中にも、実際の意図を覆いかくすために、そのようなゴマ化しを敢てしている場合と、より積極的に、自らが実践していることこそ、その理念の実現、実践に他ならないと極めて強引に主張し世間などを「啓発」しようとしている場合もある。この最後の場合は、その行為主体がその理念をイデオロギーとして世間におしつけようと計っている、とも言う。

日本の企業などが実際には普通の営利行為に過ぎないことを、わざと経済協力と称しているケースは、前記の「覆いかくす」例であり、最近の政府当局の「援助（ないし経済協力）の理念」のプレゼンテーションはイデオロギー性の強いものという観がある。ことに、主観的に本当の援助を考え、その理念を追求、実践しようと志しながらも、例えば「資本の論理」や「国家理性」に制約されて、理念と実際の行為とが齟齬をきたす、といった程度のものでない例が相当多いのが、日本の政府当局のあり方であるようである。

それでは、理念に忠実な、少なくとも概ね忠実と見られるような実践をしている行為主体はどこにあるかと言えば、政府当局の例としては例えば北欧諸国やオランダなど比較的少ないケースしかなく、そのような行き方を原則としているものはNGOs（非政府組織）であり、特にVOLAGs（voluntary agencies）と呼ばれる非営利的民間団体である。そのVOLAGsにも種々の特色があり、むしろそれぞれの持ち味が豊かであるのがVOLAGsの特性とも言うるが、一般的な性格としては、非営利は当然として、何らかの意味で奉仕的であることである。missionaryと言え、いささか宗教的奉仕のニュアンスになるが、宗教的背景、基盤のある団体はもとより、宗教色のないVOLAGsにおいても、ヒューマニズム、自然尊重、求道の心構え、社会への奉仕といった性質を持っている。

VOLAGsやNGOsのこの特性は、理念においてはもとより、実践に当たっての自制的、奉仕的な態度にも及ぶのがむしろ当然であろう。企業や行政官のなかにも missionary spiritを抱いている人びともあると思われるが、何といてもVOLAGsの場合には、ボランティアはもとより、給与や手当を貰って勤務しているスタッフにも、前記の特性は共通していると言いうる。そこでは奉仕と自制

が原則なのであって、私利や特典などは例外である。これはメンバー個人の行き方にかかわることであるが、団体全体としても同様である。

従って、理念と実践の整合性の点においても VOLAGs や NGOs の方が少なくとも原則的に言って、確保されていると言いうる。

さらに言いうることは、NGOs や VOLAGs が援助において益々重要な役割を荷いつつあることである。それらの側においても時には失敗もある。否、試行錯誤を敢てしつつ実践に取り組んでいるのが NGOs の特色ですらある。しかし、少なくとも誤りを少なくし、もし誤りをおかした時は、出来るだけ速やかに、是正する点において NGOs は果敢であり迅速である。政府当局はこの点、とかく責任回避的で、むしろ誤りを認めようとしないのが普通である。

しかし、NGOs の活動が広がって行けば、政府当局や企業や、援助を利用しているような行為主体の在り方、行き方の欠陥は直ちに明白となって行くであろう。そこでは「良貨が悪貨を駆逐する」に違いない。なぜなら、被援助国の一般民衆にとっては、「良貨」が是非とも必要なものであって、従来の「悪貨」の弊害は身にしみて分かる程になってきているからである。もし「良貨」が全く手に入らなければ「悪貨」が悪いものであるということの認識を持つことも困難であろうが、いったん少しでも「良貨」が手に入れば、その認識、比較、評量、判断などは容易になる。

NGOs が援助に関して持ちうる積極的な役割はこのように「身をもって」示すことに止まらない。NGOs のスタッフやボランティアが現場に存在することが、他の行為主体の関係者をして自制せしめることも多いであろう。さらに、監視という役割も加わりうる。当のボランティア自身は、そのような役割を荷うことは必ずしも喜ばないであろう。しかし、その人が現場で民衆の側に立って生活しているならば、「悪貨」のもたらしめべき悪影響について黙視しているわけには行かないであろう。積極的に「悪」を detect するところまで敢てやる人は少ないかも知れないが、そこに何だか「おかしな」ことが行われていることを当の民衆や、援助国の側や、広く世間に知らせ、警告を発するといった程度のことは、むしろ義務であり、奉仕の一部と考えてもいいであろう。

なお、日本においては、このような NGOs ないし VOLAGs の発達が欧米諸

国にくらべて大いに遅れ、1979年頃のインドシナ難民救援を契機として、最近ようやく幾つかのNGOsが活躍するようになっている状況で、この面では途上国と言われても仕方がない。ただ、極めて最近では、将来期待しうるような団体やグループもあると言いうる。⁹⁾

おわりに

いまさら、と言われるかも知れないが、突きつめて考えてみると、援助には根本的に矛盾が内包されている。援助は要するにそうした援助を必要としない状態をすみやかに作り出す、そして被援助主体が自力によってそうした状態を維持し発展させようようにすることである。国づくりと言うことで考えれば、自力による国づくりが十分に可能な国にとっては援助は必要でないことは勿論であるが、今日の開発途上諸国の間でそのように考えている国、あるいは政府当局者は極めて稀であり、理想としては自力更生であると思いつつも、それでは余りにも長い時間を要するであろうから、自力が培養されるまでは他力を利用したいとする国や当局者が多い。しかし、さらに実際について見れば、他力依存が「必要」であると思いきまされている当局者が少なくなく、しかも、その他力の「援助」はむしろ援助を必要とする状態を存続させ、すなわち自力の発展を阻害する性質のものである場合もある。新植民地主義といわれる態度・態容・政策などが実際に見られるような先進諸国の被援助国に対する関係においては、「援助」はこのようなものに墮してしまっている。そのような場合は、援助無用論、あるいは援助有害論が妥当するであろう。

このような一般論の下で、日本をどのように位置づけ、日本の援助のあり方をどのように考えて行くか、現在のASEAN諸国に対する日本の政治的・経済的関係ひとつとってみても、問題は極めて重要であり緊急なものであることが改めて痛感される。

この小論の筆者として、ここで付言したいことは、われわれ日本国民には、援助の理念をさらに根底から支える原理が日本国憲法の中に含まれているということである。憲法学者のいう普遍的な「平和的生存権」の確認である（前文2項

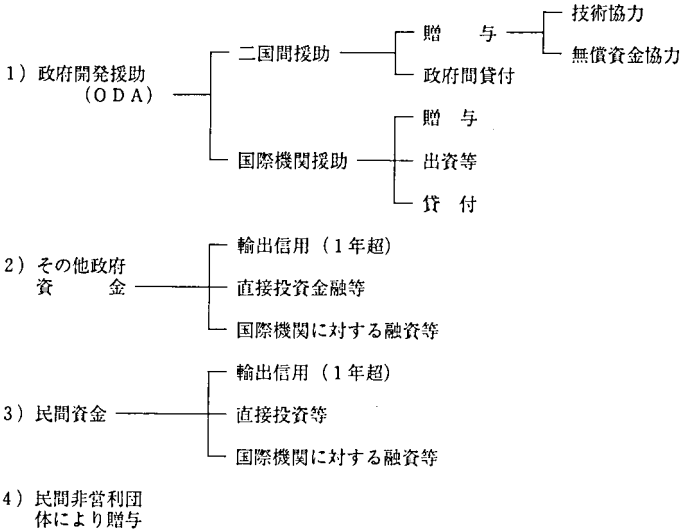
末尾「われらは、全世界の^{ビープルズ}国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」。

筆者は、かつて、この「平和的生存権」の問題については、「日本国憲法の平和原理」の考察の一部として論じたことがある¹⁰⁾ので、その面のことはここでは省略する。ただ、その論文においても触れたように、「平和・人権・開発」の概念がいわば「三位一体」的な結合（リンケージ）をもつということ、そして人類世界が今や「人類共同体」実現に向かっての歩みを進めつつあり、日本国憲法の平和原理はそうした「人類共同体」の理念を先取りしたものと言うべきことをここであらためて言及したい。その理念や認識が普遍的なものとなって行くなれば、すなわち、「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有する」ことを、われわれ日本国民のみならず、全世界の国民が「確認」し合い、その確認を実際の行為においても実現すべく努力して行くなれば、援助が真の援助としてのあり方はずれるような惧れはないばかりか、援助ということがもはや必要でないような人類世界が実現するようになるであろう。

政府当局者が援助の理念として「人道的・道義的考慮」及び「相互依存」を掲げることが、日本国憲法の示すこのような原理の自覚と実践の決意を反映しているというのであれば、まことに慶ばしいことであり、その援助の積極的推進も支持したい。しかし、現状においては、期待しうるほとんど唯一のことは、今や日本にも育ちつつある NGOs (VOLAGs) がこのような理念の追求、実践にパイロット的役割を果たし、援助の見直しを求める市民運動¹¹⁾が政府当局の動きを少しづつでも正しい方向に誘導して行くということである。そして、平和研究者がこれらにたいし適切な助言を提供してくれることがあれば、この期待はますます強いものとなるであろう。

注

- 1) OECDのDACが採用している「先進工業国から開発途上国への資金の流れ」による経済協力の内訳（区分）は次の通り（後出「政府開発援助」による）：



- 4) 民間非営利団体により贈与
- なお、経済協力、OECD（経済協力開発機構）、DAC（開発援助委員会）、ODA（政府開発援助）については「世界を読むキーワード」（「世界」臨時増刊1986年）参照。
- 2) この小冊子は財団法人国際協力推進協会が刊行している（1984年3月刊）。
- 3) 樋口真夫「政府開発援助」1985年勁草書房。著者は外務省（及び在外公館）において経済技術協力の仕事を長年担当してきた人である。なお同書は安部晋太郎外務大臣（当時）の序文も添えられている。
- 4) 朝日新聞1986年11月7日付の同紙バンコク^{おおわ}大和特派員記事「ASEANで強まる日本援助の見直し論」
- 5) 日本の援助に関してジャーナリストが書いたものの中で「援助途上国ニッポン」（朝日新聞「援助」取材班による）は、巻末に記者雑談会という形で「援助の理念と今後の展望」の章を載せているが、その「援助の理念」に該当する部分は要約すると次の通りである。
- “C（記者）ひと口に戦略援助というが、二つの意味がある。第一は、米国の対ソ連軍事戦略に組み込まれた形での援助。パキスタンやタイなど「紛争周辺国」に対するものから始まった。第二は、軍事力を外交手段としない日本として、援助を外交目的達成のための国家戦略に使うという意味だ。ここ数年の日本の援助は、この両者を一体のものとして指向している。
- A 国益という意味の戦略なら考えねばならない。ただし、何が国益なのかで議論が分かれるだろう。
- C 米国の対ソ戦略への同調イコール日本の国益、という政府の考え方は短路し過ぎではないか。国益はもっと多面的にとらえるべきものだ。”

“B L L D C を含めて「援助より貿易を」の声が起こっている。

E 確かに、「援助不要論」はほとんどの国にある。①独裁政権の延命を助ける、②資産家だけがますます富んで格差拡大につながる、③先進国への従属を強める——などの理由からだ。援助が政府と政府の間で行われるため、そういうことにもなりがちだ。

1) A しかし途上国の民衆の生活向上、経済の底上げのためにはなお膨大な投資が必要だ。そのための資金が国内では集められない。だからこそ援助が必要なのだ。もっとも、途上国の開発努力を補完するものでなければならない。援助によって、途上国にこの努力を放棄させるとすれば、かえって有害だ。

——「いい援助」を増やし、「悪い援助」をやめなければならないということだろう。では「いい援助」とは何だろうか。

F まず第一に人々の暮らしが豊かになるような援助だ。技術協力でも、技術を身につければ人々がもうかるとわかれば必ず普及する。第二に、道路や橋などの社会資本を整備していくことだ。地域の経済規模が拡大し、国全体の経済活動も活発になっていく。

G 衣、食、住、保健、教育といった途上国の大衆が生活することでの基本的な要請を満たす援助、人道主義援助ということになるのだろうが、これが援助の中心になるべきだ、との意見が先進諸国の間で定着している。

6) 「世界」1986年11月号；タイトルは“「援助基本法」を提言する”

7) 「世界から」1984冬号（P A R C 10周年記念号）

8) 花崎阜平『解放の哲学をめざして』有斐閣新書1986年10月

9) 日本のNGOs（VOLAGs）に関する資料も現在必ずしも十分とはいえないが、とりあえずの概観を試みたものとして：「市民の海外協力を考える会」編「市民の海外協力白書」（経済評論増刊）日本評論社1985年

10) 「広島平和科学」7 1984年

11) 前記注(6)「世界」の室論文末尾参照。また、村井吉敬・甲斐田万智子『誰のための援助？』（岩波ブックレットNo. 77 1987年1月）は、この小論と概ね同様の趣旨で日本の援助を批判するとともに、「ではどうしたらいいのか？」と題する章でヨーロッパの援助システム及び日本の草の根協力の事例を紹介している。末尾に「問い直そう援助を！市民リーグ」（村井吉敬事務局長）を含む「草の根協力団体連絡先」も記されている。